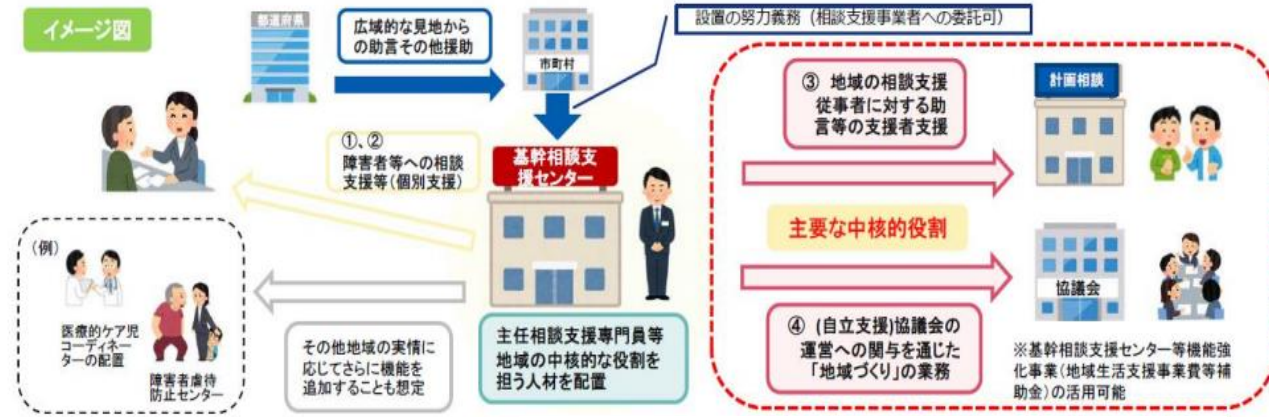


令和6年4月から、各区市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業者に対する相談、助言、指導等の業務が法律上明確化

令和6年4月現在 36区市町村設置



厚生労働省資料「令和4年度障害福祉課長会資料（令和5年3月）」より抜粋

事業概要

- ① 相談支援に関するアドバイザーを区市町村・基幹相談支援センターに派遣・助言
- ② 相談支援に関する座学研修・意見交換会・個別相談会を実施
（地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」を活用して実施）

<アドバイザー>

8名（2名1チーム）

（資格・実務経験）

- ・主任相談支援専門員
- ・相当期間の実務経験がある相談支援従事者研修（現任研修）修了者
- ・基幹相談支援センターの設置・運営に関与した経験がある者 等

<アドバイザーによる助言内容のイメージ>

- ・基幹相談支援センターの設置に関する課題や運営中の困難事例への助言
- ・地域のネットワーク構築に向けた指導・調整
- ・区市町村等で対応困難な事例に係る助言
- ・相談支援のスキルアップに関する助言（事業者への集合研修等）等

<アドバイザー派遣の流れ>

区市町村・基幹相談支援センターからの申込みを受け、派遣区市町村を決定
派遣先は、区市町村・基幹相談支援センター

令和5年度事業開始実績

<アドバイザー派遣区市町村数> 3区5市（目黒区、世田谷区、北区、武蔵野市、青梅市、日野市、稲城市、西東京市）

<派遣回数> 全23回 <座学研修会・意見交換会・個別相談会> 1回

令和6年度スケジュール

令和6年5月 意向調査 7月～アドバイザー派遣開始 2月末 派遣終了